

## 令和8年 第7回

### 八幡浜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和8年6月11日 木曜日 午後3時23分
- 2 場 所 保内庁舎3階 第4会議室
- 3 出席した者 教育長 藤堂耕治  
教育委員 成瀬いづみ、佐々木広光、國安健太、菊池繁人
- 4 会議に出席した公務員の職氏名  
教育指導主幹 菊池公明 学校教育課長 萩森久人  
生涯学習課長 山中貞則 文化振興課長 明礼英和  
学校教育課長補佐 黒田昌利
- 5 次 第 別紙のとおり

八 幡 浜 市 教 育 委 員 会 定 例 会 次 第  
(令和8年6月 第7回)

1 教育長開会宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長等の報告

(1) 教育長報告

(2) 5月分行事報告及び6月、7月分行事予定報告

4 議 事

(1) 議 案

議案第28号 八幡浜市社会教育委員の委嘱に係る専決処理の報告について

議案第29号 八幡浜市立中央公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について

議案第30号 八幡浜市立地区公民館長及び主事並びに運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について

議案第31号 八幡浜市民文化活動センター運営審議会委員の任命に係る専決処理の報告について

議案第32号 八幡浜市文化会館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について

議案第33号 八幡浜市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命に係る専決処理の報告について

議案第34号 八幡浜市青少年センター運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について

議案第35号 八幡浜市スポーツ推進審議会委員の任命について

議案第36号 八幡浜市民スポーツセンター運営審議会委員の委嘱について

議案第37号 八幡浜JAZZ実行委員会委員の委嘱に係る専決処理の報告について

(2) 報告・協議事項

① いじめの認知及び不登校の状況について

② その他

5 その他

(1) 次回定例教育委員会の開催について

令和8年7月8日(水) 16時～ 八幡浜庁舎3階 庁議室

(2) 愛媛県市町教育委員会連合会定期総会の開催について

令和8年7月15日(水) 利楽(東温市)

(3) その他

6 教育長閉会宣告

〔開会時刻：午後 3 時 23 分〕

教育長

### 1 教育長開会宣告

ただいまから令和 8 年 6 月第 7 回八幡浜市教育委員会定例会を開催します。

今日の委員会では、付議案件としまして、議案が 10 件、報告・協議事項が 2 件、その他として 3 件ございます。委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきますとともに、会議進行にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

### 2 前回会議録の承認

前回の会議録につきまして、何かご意見はございませんでしょうか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは承認していただけますか。

各委員

「異議なし。」

教育長

ありがとうございます。

### 3 教育長等の報告

#### (1) 教育長報告

次に、教育長等の報告に移ります。

(1) 教育長の報告を私のほうから申し上げます。

別紙でお配りしております表裏の教育長の活動報告という A 4 の縦の一枚ものをお願いします。

一番上のところに書いてありますように、前回の委員会の続きで、5 月 11 日から 6 月 11 日までの約 1 か月間の行事等について報告をします。時間の関係もありますので、主なもののみ説明させていただきます。

まず、上から 5 つ目になりますが、5 月 13 日から 15 日まで 3 日間、全国の市の教育長が一堂に集まる会議が高知市でありまして、私も参加させていただきました。今回は例年、別の日程で行っておりました四国の市の教育長会議も併せて開催されました。私としては研修内容はもちろんですが、懇親会の席だけでなく、様々な時間を有効に活用して、県内の市の教育長を中心に、積極的に懇親を深めるとともに、いろんなことをご教授いただきまして、とても有意義な会となりました。

その下、5 月 16 日には千丈小学校と江戸岡小学校の運動会に出席させていただき、翌 17 日には天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ開催された全国植樹祭にも参加させていただきました。

18、19 日には、本市では昨年に続いて 2 回目となります中学生のシンガポールへの海外派遣事業の面接試験に出席しました。これは 10 名の募集に対し 25 名の

応募があったため、作文試験を通過した 15 名の中学 3 年生対象に実施したものです。

また、19 日には、18 日付けで就任された伊方町の竹上教育長が就任あいさつのため来訪されました。

22 日には、県市町教育委員会連合会の理事会が、松山市のリジェール松山であり、成瀬教育長職務代理者と出席しました。なお、この会で、今年度、私が副会長を務めることとなりました。

同日、文化振興課長とともに、愛媛新聞社の加藤社長を訪問しました。これは、7 月 4 日からコミカンの市美術館で始まります葦崎大村美術館所蔵作品を中心とした「女性作家の先駆者たち」という美術展で共催いただいていますので、その協力をお願いに行ってまいりました。

23 日から 24 日にかけては、国際 MTB レース 2026 が市民スポーツパークで開催され、今年は特に 13 の国と地域から 56 名の海外選手を迎え、国際色豊かな大会となりました。

また、23 日は今年新設されました八幡浜南小学校の運動会に、24 日は王子の森公園で、歩け歩け大会のスタートに立ち会わせていただきました。

25 日は、私にとりましては初めての学校訪問で、菊池主幹、南予教育事務所の武岡管理主事とともに、八幡浜中学校を訪れ、授業を見せていただいたり、先生お一人お一人と面接させていただいたりしました。

26 日は、全国合唱連盟の理事長、事務局長がお見えになりました。これは、来年 3 月 27 日、28 日の 2 日間、ゆめみかんを会場に、全日本少年少女合唱祭全国大会が開催されることに伴い協力要請に来られたものです。

また、この日は県庁で、県内 20 市町の教育長と県教委の皆さんが一堂に会する教育長会議が開催され、各種議題について意見交換を行いました。

27 日は、友好都市提携を締結しております京都府八幡市より、生涯学習課長が来訪されました。これは八幡市のほうで、毎年徒然草エッセイ大賞という企画を実施しており、今年度が第 10 回の記念事業にあたることから、本市のほうからも小中学生をはじめ幅広く応募してほしいという依頼内容でした。

翌 28 日は、南予管内市町等教育委員会連合会が宇和島市役所であり、成瀬教育長職務代理者とともに出席しました。なおこの会議で、今年度、私が会長となり、今年度は本市で研修会等を開催していくこととなりますので、また協力のほどよろしく願います。

裏のページにまいりまして、29 日は、市公民館連絡協議会の定期総会が開催され、令和 8 年度の各地区公民館長、公民館主事が一堂に集まったの会となりました。

翌 30 日は、八西地区中学校総合体育大会が開催され、菊池主幹、山下指導主事、梶原学校教育指導員とともに、バレー、バスケの会場である伊方スポーツセンターからサッカー、軟式野球、ソフトテニスの会場である平野運動公園などを巡視

いたしました。

6月に入りまして、2日は、今年度単独では初めての教頭会議に出席しました。

4日は、県立学校振興計画後期計画地域協議会の委員に私がなっていますので出席しました。これは県立高校の令和10年度から14年度の後期期間において、どのように再編整備を進めるかについて意見交換する会となります。

その夜は、八高の定時制の授業を見学させていただき、教育振興会の総会にも出席しました。

5日は、現在、コミカンの前のところに建築中の旧八幡浜市立図書館の移築工事の上棟を祝して、餅まき、菓子まきに参加しました。

同日、夜は中学生のシンガポールへの海外派遣事業に参加される10名の生徒、保護者を対象に説明会を実施しました。

7日は、消防操法大会と愛媛マンダリンパイレーツの八幡浜市応援デーの予定でしたが、思わぬ荒天のため残念ながら共に中止となりました。この日のために一生懸命練習してきた消防団員さんの発表の場がなくなり、また、応援デーのほうも、八幡浜児童合唱団の子供たちが国家斉唱を歌うこととなっていましたので、とても残念でした。

8日から6月定例市議会が開会となり、今議会には成瀬いずみ委員の再任と吉見友孝委員の新任の同意案を提出しております。閉会は26日になります。

なお、後ほどその他のところで、生涯学習課長から報告がありますが、この日の市議会協議会で、市民スポーツセンターのプールの屋根の大規模改修工事に伴い、来年4月から1年9か月にわたってプールが使用できなくなることを説明しました。

そして、今日は、今年度2校目となります学校訪問に、保内中学校へ行ってまいりました。

主な活動報告は以上ですが、前回も申し上げましたように、4月から毎週必ず、部内会議を開催し、必要な情報共有、意思疎通を行い、教育委員会内の連携強化を図るようにしています。

また、5月からは、私と教育指導主幹、3課長に加えまして、黒田補佐を庶務担当として入れて会議を実施しています。

説明は以上でございます。

ただ今の件に何かご質問等はございませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは、ないようですので、

(2) 5月分行事報告及び6月、7月分行事予定報告

続きまして、5月分行事報告及び6月、7月分行事予定報告に移ります。教育指導主幹よりお願いします。

教育指導主幹

資料 23 ページをご覧ください。

6月10日(水)に南予中学総体が行われ、陸上と水泳の競技が実施されました。昨日行われましたので、まだ結果報告は入っておりません。八西地区中学総体につきましては、5月30日、31日の両日で行われました。別紙に、団体戦の結果と個人戦の県大会出場者を載せています。

6月10日(水)から12日(金)までの期間、小学校4校で修学旅行を実施します。6月の実施はこの4校だけで、後の小学校6校は9月に実施します。

6月13日(土)に、保内幼稚園で運動会を実施します。成瀬教育長職務代理者におかれましては、来賓としてのご出席をよろしくお願いいたします。

6月29日(月)から、中学校2校が自然体験活動を実施します。中学校の修学旅行は、10月に実施します。

県教委・市教委学校訪問を、5月25日(月)から7月6日(月)まで実施します。南予教育事務所管理主事と教育長、教育指導主幹の3名で市内全ての学校を訪問し、学校経営の説明や授業視察、教職員との個人面接を行います。

7月17日(金)を第1学期終業式としており、小学校の市内水泳記録会は、7月22日(水)にスポーツセンターを会場に今年度は実施します。

私からは以上です。

教育長

続きまして、学校教育課長お願いします。

学校教育課長

24 ページをお願いします。

6月は8日から12日まで栄養教諭の受け入れを行ってございます。別府短大の学生1名を受け入れております。

今後の予定としては、6月29日から7月3日までの5日間、中学生による職場体験(ジョブチャレンジ U15)で保内中学校から生徒3名を給食センターで受け入れます。同日、給食センターの運営委員会、7月は3日に学校給食会理事会が開催されます。

以上でございます。

教育長

続きまして、生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長

25 ページをお願いします。

スポーツ振興、公民館関係の行事予定について、ご説明いたします。

6月7日(日)に八幡浜・大洲地区運動公園野球場で開催を予定しておりました、愛媛マンダリンパイレーツ公式戦「八幡浜市応援デー」は、先ほどの教育長の報告にもありましたが、雨天のため中止となりました。

次に、7月5日(日)には、市民スポーツセンター等を会場として「市民スポ

ーツフェスタ 2026」を開催します。

教育委員の皆さまには、開会式へのご出席について、別途、ご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、7月7日（火）には、保内中学校及び八幡浜中学校において、和太鼓集団「鼓童」による交流学校公演を実施します。この事業は、3年に1度実施しているものです。

生涯学習課所管の主な行事は以上です。

教育長

続きまして、文化振興課長をお願いします。

文化振興課長

資料の27ページをお願いいたします。

文化振興課の行事予定です。

7月4日から8月30日まで、先ほど教育長の挨拶にもありましたとおり、今年度の八幡浜市美術館特別展としまして、八幡浜市美術館にて「女性作家の先駆者たち」を開催いたします。本展は、ノーベル賞受賞者の大村智博士の私設美術館を市に寄贈して設立された菰崎大村美術館の所蔵品を中心とした展覧会です。近代から現代まで、困難な時代に道を切り拓いた女性作家47名、計86作品を一堂に展示いたします。

会期初日の7月4日には、コミカン忠八ホールにおいて大村智博士ご本人による特別講演会も予定しております。そのほか、夏休み期間中の7月26日には、お子様も参加できるワークショップも実施いたします。

また、先般、教育委員の皆様は7月3日（金）16時からコミカン1階で開催します総合開展式のご案内を送付させていただいております。開展式閉会后、特別鑑賞会も予定しておりますので、ご都合がよろしければ、ぜひご参加いただけたらと思います。

文化振興課の主な行事は以上でございます。

教育長

ただいまの行事報告等につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。

成瀬委員

市内水泳記録会に今年はスポーツセンター、暑さ対策でもよかったと思いますけれども、どういう経緯で会場が変わったのですか。

教育指導主幹

昨年度までは宮内小学校のプールを利用して実施していたんですけども、ここ数年の異常な夏の暑さで、一番には児童の体調を考えて、熱中症の防止という観点からより良い環境の下で水泳記録会を実施できないかということで、本年度はスポーツセンターを利用して実施するという形です。

成瀬委員

その点では大変安心なので、いろいろご苦労があったかと思います。よろしく

お願いします。

教育指導主幹

また、スポーツセンターについては来年度より改修工事も入ってまいりますので、来年度以降の実施については、また小学校体育連盟、市の校長会等で検討していくという形にしております。以上です。

教育長

ほかございませんでしょうか。

各委員

「なし。」

教育長

ないようですので、

#### 4 議事

次に議事に移りたいと思います

##### (1) 議案

議案第 28 号「八幡浜市社会教育委員の委嘱に係る専決処理の報告について」

議案第 29 号「八幡浜市立中央公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」

議案第 30 号「八幡浜市立地区公民館長及び主事並びに運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」

議案第 33 号「八幡浜市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命に係る専決処理の報告について」

議案第 34 号「八幡浜市青少年センター運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」を、一括審議とします。生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

資料の 29 ページをお願いします。

議案第 28 号「八幡浜市社会教育委員の委嘱に係る専決処理の報告について」ご説明します。

この報告は、団体代表者の変更に伴い、八幡浜市社会教育委員に関する条例第 2 条の規定により、令和 8 年 5 月 18 日に、改正後の項目にお名前のある方々を委員に委嘱しました。

よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき専決処理し、同規則第 5 条の規定により委員会に報告するものです。

任期は、前任者の残任期間である令和 9 年 7 月 31 日までです。

続いて 30 ページをお願いします。

議案第 29 号「八幡浜市立中央公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」ご説明します。

この報告は、学校・社会教育団体代表者等の変更に伴い、八幡浜市立公民館条例第 6 条及び社会教育法第 30 条第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日に改正後



の項目にお名前のある方々を委員に委嘱しました。

よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第4条の規定に基づき専決処理し、同規則第5条の規定により委員会に報告するものです。

任期は、前任者の残任期間である令和9年3月31日までです。

続いて、31ページをお願いします。

議案第30号「八幡浜市地区公民館長及び主事並びに運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」ご説明します。

この報告は、八幡浜市立公民館条例施行規則第14条第1項及び社会教育法第28条の規定により、令和8年4月1日に、別紙の32ページから40ページまでの「地区公民館長・主事・運営審議会委員」にお名前のある方々を地区公民館長及び主事に委嘱しました。

併せて、八幡浜市立公民館条例第6条及び社会教育法第30条第1項の規定により、同日付けで運営審議会委員に委嘱しました。

よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第4条の規定に基づき専決処理し、同規則第5条の規定により委員会に報告するものです。

任期は、令和9年3月31日までです。

少しページが飛びますが、43ページをお願いします。

議案第33号「八幡浜市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命に係る専決処理の報告について」ご説明します。

この報告は、学校・社会教育団体代表者等の変更に伴い、八幡浜市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則第2条第2項の規定により、令和8年4月1日に、改正後の項目にお名前のある方々を委員に任命しました。

よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第4条の規定に基づき専決処理し、同規則第5条の規定により委員会に報告するものです。

任期は、前任者の残任期間である令和9年3月31日までです。

最後に44ページをお願いします。

議案第34号「八幡浜市青少年センター運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」ご説明します。

この報告は、行政機関及び団体の代表者の変更に伴い、八幡浜市青少年センター設置規則第3条第2項の規定により、令和8年5月7日に、改正後の項目にお名前のある方々を委員に委嘱しました。

よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第4条の規定に基づき専決処理し、同規則第5条の規定により委員会に報告するものです。

任期は、前任者の残任期間である令和9年3月31日までです。

説明は以上です。

教育長

ただいま議案第28号から議案第30号まで、並びに議案第33号及び議案第34号について、何かご質問はございませんでしょうか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは、ないようですので、議案第 28 号から議案第 30 号まで、並びに議案第 33 号及び議案第 34 号は、既に専決処理をしていますので、承認を要しない報告とし、審議を終了します。

次に、議案第 31 号「八幡浜市民文化活動センター運営審議会委員の任命に係る専決処理の報告について」

議案第 32 号「八幡浜市文化会館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」

議案第 37 号「八幡浜 J A Z Z 実行委員会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」を、一括審議とします。文化振興課長より説明をお願いします。

文化振興課長

それでは、文化振興課に関する議案につきまして、一括して説明させていただきます。

資料の 41 ページをお願いします。

議案第 31 号「八幡浜市民文化活動センター運営審議会委員の任命に係る専決処理の報告について」を説明します。

この報告は、運営審議会委員の変更に伴い、八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例第 17 条第 3 項の規定により、令和 8 年 5 月 21 日に、改正後の項目にお名前のある方を、八幡浜市民文化活動センター運営審議会委員に任命いたしました。

よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき専決処理し、同規則第 5 条の規定により委員会に報告するものです。

任期は、令和 8 年 5 月 21 日から令和 9 年 3 月 9 日までです。

続きまして、42 ページをお願いいたします。

議案第 32 号「八幡浜市文化会館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」を説明いたします。

この報告は、運営審議会委員の任期満了に伴い、八幡浜市文化会館運営審議会規則第 2 条の規定により、令和 8 年 4 月 1 日に、改正後の項目にお名前のある方々を、八幡浜市文化会館運営審議会委員に委嘱いたしました。

よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき専決処理し、同規則第 5 条の規定により委員会に報告するものです。

表の一番上、市議会からの委嘱は議長から民生文教委員長に、下から 3 行目、各種団体及び機関の代表者からの委嘱は保内地区公民館から八幡浜市公民館連絡協議会会長に、それぞれ市民文化活動センター運営審議会の委員構成と合わせて変更しております。

任期は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までです。

少し飛びまして、47 ページをお願いいたします。

「議案第 37 号 八幡浜 J A Z Z 実行委員会委員の委嘱に係る専決処理の報告について」を説明します。

この報告は、実行委員会委員の変更に伴い、要綱の規定により、令和 8 年 4 月 1 日に、改正後の項目にお名前のある方々を、八幡浜 J A Z Z 実行委員会委員に委嘱しました。

よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき専決処理し、同規則第 5 条の規定により委員会に報告するものです。

任期は、八幡浜 J A Z Z 実行委員会委員が任務を完遂するまでとなっております。

文化振興課の議案に関する説明は以上でございます。

教育長

ただいま議案第 31 号、議案第 32 号及び議案第 37 号について、何かご質問はございませんか。

教育長

それでは、ないようですので、議案第 31 号、議案第 32 号及び議案第 37 号は、既に専決処理をしていますので、承認を要しない報告とし、審議を終了します。

次に、議案第 35 号「八幡浜市スポーツ推進審議会委員の任命について」生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

資料は、45 ページをお願いします。

議案第 35 号「八幡浜市スポーツ推進審議会委員の任命について」ご説明します。

この議案は、団体代表者の変更に伴い、八幡浜市スポーツ推進審議会に関する規則第 4 条の規定により、改正後の項目にお名前のある方を、スポーツ推進審議会委員に任命するものです。

任期は、前任者の残任期間である令和 9 年 8 月 8 日までです。

説明は以上です。

教育長

ただいまの議案第 35 号について、何かご質問はございませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それではないようですので、議案第 35 号について、原案のとおり承認していただけますでしょうか。

各委員

「異議なし。」

教育長

それでは、議案第 35 号「八幡浜市スポーツ推進審議会委員の任命について」原

案のとおり承認することを決定します。

次に、議案第 36 号「八幡浜市民スポーツセンター運営審議会委員の委嘱について」生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

資料 46 ページをお願いします。

議案第 36 号「八幡浜市民スポーツセンター運営審議会委員の委嘱について」ご説明します。

この議案は、団体代表者の変更に伴い、八幡浜市民スポーツセンター運営審議会規則第 2 条第 2 項の規定により、改正後の項目にお名前のある方々を、八幡浜市民スポーツセンター運営審議会委員に委嘱するものです。

任期は、前任者の残任期間である令和 9 年 7 月 31 日までです。

説明は以上です。

教育長

ただいまの議案第 36 号について、何かご質問はございませんか。

各委員

「なし。」

教育長

ないようですので、議案第 36 号について、原案のとおり承認していただけますでしょうか。

各委員

「異議なし。」

教育長

議案第 36 号「八幡浜市民スポーツセンター運営審議会委員の委嘱について」原案のとおり承認することを決定します。

教育長

## (2) 報告・協議事項

次に、(2)報告・協議事項に移ります。

①いじめの認知及び不登校の状況について

①いじめの認知及び不登校の状況について、教育指導主幹より説明をお願いします。

教育指導主幹

別紙をご覧ください。

いじめ事案につきましては、5 月に小学校で 1 件、中学校で 1 件の認知がありました。4 月の認知は小学校・中学校とも 0 件でしたので、今年度の累計は小学校 1 件、中学校 1 件となります。事案につきましては、小学校は、被害者が 6 年生男子で、加害者が 6 年生男子 2 名です。口論をきっかけに、加害者 2 名が執拗に謝罪することを要求した事案です。中学校は、被害者が 1 年生男子、加害者が 1 年生男子 2 名です。容姿をからかう嫌がらせをした事案です。2 件とも保護者

からの連絡で分かりました。

不登校の状況については、5月末現在の長期欠席30日以上該当者は、小学校0名、中学校8名です。保内中学校の校内サポートルームの利用登録者は、2年生3名、3年生3名です。「おおずふれあいスクール」の今年度の登録者は、まだいません。

私からは以上です。

教育長

ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

各委員

「なし。」

教育長

質問もないようですので、

②その他

続きまして、②その他、に移ります。

まず、市民スポーツセンタープール屋根の躯体に係る改修工事について、生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、その他の報告事項として、市民スポーツセンタープール屋根の躯体に係る改修工事について、ご説明いたします。

お配りしております、資料をご覧ください。

まず、「1. 現状と課題」についてです。

市民スポーツセンターは、昭和63年の供用開始から40年近くが経過し、施設全体の老朽化が進行しています。なかでも、4階プール屋根の躯体鉄骨は、長年にわたり高温多湿な環境にさらされてきたことから腐食が著しく、安全性と機能性を確保するために抜本的な改修が必要な状態となっています。具体的には、鉄骨部分の腐食や塗膜の剥離が確認されており、今後さらに劣化が進行した場合、部材等の落下による利用者への影響が懸念される状況となっています。

また、プール屋内にある換気設備は、吸気と排気のバランスが十分ではなく、プール室内に湿気が滞留しやすい状態となっています。その結果、結露が発生し、鉄骨の腐食をさらに助長していることから、適切な換気設備の設置も必要であると考えます。さらに、配管やピットと呼ばれるプール床下の配管スペースについても、水漏れや防水層の劣化が確認されています。これらの設備は一般的な耐用年数である20年から25年を大きく超過していることから、屋根改修に合わせて更新を行う必要があります。その他、排煙窓の作動不良など、消防法及び建築基準法への不適合箇所も確認されています。

続いて、2ページの現況写真をご覧ください。

上段はプール屋内から撮影した屋根基礎部分の状況であり、鉄骨の腐食や塗装の劣化が確認できます。また、下段の外部写真においても、経年劣化による傷みが

見受けられます。現況からも、抜本的な改修が必要な状態であると判断できます。

次に、3ページの「3. 改修方法」についてです。

改修方法につきましては、令和7年度に業務委託によって、部分改修や全面改修、複数の改修案について比較検討を行いました。その結果、部分改修では、近い将来、再度大規模な改修が必要となる可能性が高く、結果として二重投資となることが懸念されました。そこで、長期的な維持管理費の削減と利用者の安全確保を総合的に勘案し、屋根の全面更新を行うこととし、あわせて換気設備の刷新や配管等の修繕を一体的に実施したいと思います。

事業費につきましては、令和8年度の実施設計費として約1,773万2千円、令和9年度から10年度にかけて実施する改修工事費は、あくまで概算ではありますが、約1億8,150万円、総事業費は約2億円となる見込みです。

続いて、「4. 今後のスケジュール」についてです。

まず、今回の6月補正予算において実施設計業務委託料を計上し、令和8年7月から令和9年3月まで実施設計を実施したいと考えております。その後、令和9年6月補正予算において工事費を計上し、令和9年9月定例会に契約議案を上程し、議会の承認をいただきましたら、令和9年9月から令和10年11月頃まで改修工事を実施する予定です。工事期間中はプールの営業を休止する必要があるため、休止期間は令和9年4月から令和10年12月までを予定しております。

次に、「5. 改修工事に伴う影響」についてです。

本改修工事の実施に伴い、プールは長期間にわたり休止せざるを得ません。一方、スイミングクラブ事業は、指定管理者である清水商事が実施している事業であることから、市が代替となるスイミングクラブを紹介するなどの対応を行うことは困難です。子どもたちをはじめ、多くの市民の皆さまの活動の場が一時的に失われることは大変心苦しいところであり、引き続き、その影響を少しでも軽減できる方策を検討してまいります。しかしながら、施設の老朽化は進行しており、利用者の安全確保が最優先課題です。今後も市民の皆さまに安心して長く利用していただける施設とするためには、今回の改修工事は必要不可欠であると考えます。

最後に、4ページの「6. 次期指定管理者募集への対応」についてです。

市民スポーツセンターの指定管理期間は、令和8年度末をもって満了となります。このため、本年度中に令和9年度から令和13年度までの5か年を指定管理期間とする次期指定管理者の公募を実施する予定です。公募にあたっては、今回の改修工事を踏まえ、現時点においては、令和9年4月から令和10年12月までの1年9か月間をプール休止期間とする条件をあらかじめ明示したうえで公募を行いたいと考えております。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

各委員

「なし。」

教育長

次に、学校訪問における全体集会の変更について、報告します。お手元に配付しております令和8年度県教委・市教委学校訪問をご覧ください。

まず、この報告は八幡浜市教育委員会会議規則第12条の規定に基づき、審議を非公開とすることを発議します。

この件について採決をいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

各委員

<全員挙手>

教育長

賛成全員です。

よって審議を非公開とすることに決定します。

会議場の閉鎖を命じます。

〔議場施錠〕

(非公開の審議)

〔議場開錠〕

教育長

5 その他

次に、5その他(1)及び(2)を学校教育課長補佐より説明をしてください。

学校教育課長補佐

(1) 次回定例教育委員会の開催については、7月8日(水)16時から八幡浜庁舎3階庁議室にて開催予定です。

(2) 愛媛県市町教育委員会連合会定期総会の開催については、先日案内文書が届きましたので、教育長と教育委員にお配りしております。7月15日(水)午前10時30分から、東温市の利楽での開催となっております。

教育長

何かご質問はございませんか。

各委員

「なし。」

教育長

(3) その他

(3) その他、何かございませんでしょうか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは、以上をもちまして令和8年6月第7回八幡浜市教育委員会定例会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

〔閉会時刻：午後4時31分〕

八幡浜市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年6月11日

教育長

藤堂 耕治

教育委員

成瀬 いづみ

教育委員

佐々木 広光

教育委員

國安 健太

教育委員

南池 繁人